

○ 鳥取大学大学院連合農学研究科教員資格再審査規則

〔平成12年9月1日〕
連合農学研究科規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取大学大学院連合農学研究科（以下「連合農学研究科」という。）教員（専任の教授を除く。）の資格再審査に関する必要な事項を定めるものとする。

(資格の再審査)

第2条 連合農学研究科の教育・研究水準の維持等のため、原則として5年ごとに主指導教員資格者及び指導教員資格者（以下「有資格教員」という。）の資格再審査を行うものとする。

2 資格の判定に当たっては、連合農学研究科教員の資格判定に関する基準（平成2年連合農学研究科要項等第4号）及び教育研究指導等への協力を行う機関の職員の連合農学研究科教員候補者の資格判定に関する基準（平成23年連合農学研究科要項等第1号）に準じ、実施するものとする。

第3条 連合農学研究科長は、前条に規定する審査を行うため資格再審査委員会を置く。

(資格再審査委員会の任務)

第4条 資格再審査委員会は、有資格教員から提出された次に掲げる資料に基づき、再審査を行う。

(1) 教員調書（再審査用）（別紙様式第1号）

(2) 論文別刷

(資格再審査委員会の組織及び運営)

第5条 資格再審査委員会は、連合農学研究科代議委員会委員をもって組織する。

2 連合農学研究科長が必要と認めるときは、主指導教員資格者（准教授を除く）を委員に加えることができる。

第6条 資格再審査委員会に委員長を置き、連合農学研究科長をもって充てる。

2 委員長は、資格再審査委員会を招集し、その議長となる。

第7条 資格再審査委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員長は、審査結果を別紙様式第2号により連合農学研究科長に報告するものとする。

(合否の判定及び通知)

第8条 連合農学研究科長は、前条第2項の規定に基づき報告のあった有資格教員について合否の判定を行うものとする。

2 連合農学研究科長は、前項の判定結果を構成大学の農学（島根大学は、生物資源科学）研究科長に通知するものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、連合農学研究科教員の資格再審査に関し必要な事項は、連合農学研究科長が定める。

附 則

この規則は、平成12年9月1日から施行する。

附 則（平成17年2月18日連合農学研究科規則第1号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年8月31日連合農学研究科規則第4号）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成23年8月26日連合農学研究科規則第3号）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年2月17日連合農学研究科規則第1号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。